

「企業立地促進成功報奨制度」の概要

本市への企業立地を促進するため、「企業立地促進成功報奨制度」を創設しました。

この制度は、広く企業立地に関する情報を提供していただき、企業立地が決定し、操業開始まで至った場合に、成功報奨金をお支払いするものです。

1. 情報提供者

(1) 登録制による者

企業立地情報を有し、市の企業誘致施策にご協力いただける方で、市と企業との仲介や誘致交渉等に取り組むことのできる者（個人・法人を問わない）

(2) 委嘱による者

首都圏在住の地元出身経済人等

2. 誘致対象企業

(1) 対象業種

① 製造業

② 情報サービス業（ソフトウェア業、情報処理サービス業、情報提供サービス業）

③ 自然科学研究所、製造業の研究部門

(2) 要件

① 面積、投資額、新規地元雇用が一定規模以上の企業立地であること。

② 土地売買契約締結等から3年以内に操業開始すること。

3. 成功報奨の額

土地及び建物に係る固定資産評価額の3%（限度額1,000万円）

4. 成功報奨の支払い時期

当該企業の操業開始後

5. 情報提供先・問合せ先

会津若松市役所観光商工部商工課企業立地推進グループ

〒965-8601 福島県会津若松市東栄町3番46号

電話(0242)39-1255、FAX(0242)39-1433

ホームページアドレス：<http://www.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp/>

Eメールアドレス：syoko@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp